

岩警務 第 22号  
 岩生安 第 16号  
 岩刑事 第 20号  
 岩交通 第 15号  
 岩警備 第 13号  
 平成20年3月12日

各 部 長  
 首 席 監 察 官 殿  
 各 所 属 長

岩 手 県 警 察 本 部 長

岩手県警察被害者特別支援班運用要綱の制定についての一部改正について（例規）  
 岩手県警察被害者特別支援班運用要綱の制定について（平成19年3月28日付け岩警務第14号他）の一部を次のように改正し、平成20年3月26日から施行するので誤りのないようにされたい。

記

改 正 前				改 正 後			
別表2 基準1				別表2 基準1			
所属	特別支援要員（男性）		備考	所属	特別支援要員（男性）		備考
	警 部	警部補又は巡查部長			警 部	警部補又は巡查部長	
総務課		<u>1</u>		警務課	1	3	
警務課	1	3		人財育成課		<u>1</u>	
県民課	1	2		県民課	1	2	
生活安全企画課	1	1		生活安全企画課	1	1	
地域課		1		地域課		1	
刑事企画課	1			刑事企画課	1		
交通企画課	1			交通企画課	1		
公安課	1			公安課	1		
警備課		1		警備課		1	
警察学校		1		警察学校		1	
備考 改正部分は、下線の部分である。							

別添

## 岩手県警察被害者特別支援班運用要綱

(目的)

第1 この要綱は、多数の死傷者を伴い、かつ、社会的反響の大きい凶悪事件又は重大事故（以下「対象事件等」という。）が発生した場合における初期的段階の被害者支援方策として設置する岩手県警察被害者特別支援班の運用について必要な事項を定め、もって被害者の心情に配慮し、その人格を尊重した適切な被害者支援を行うことを目的とする。

(設置)

第2 本部に、対象事件等が発生した場合において、「岩手県警察指定被害者支援要員制度実施要綱」（平成19年3月1日付け岩警務第7号他。以下「支援要員要綱」という。）に規定する支援要員と連携して任務を遂行する被害者特別支援要員（以下「特別支援要員」という。）を班員とする岩手県警察被害者特別支援班（以下「被害者特別支援班」という。）を置く。

2 被害者特別支援班の編成は、別表1のとおりとする。

(推薦及び指定)

第3 本部の所属長は、別表2に掲げる基準に従い、警察官又は一般職員のうちから、適任と認める者を特別支援要員に推薦するものとする。

2 本部長は、前項の推薦を受け、特別支援要員を指定するものとする。

3 特別支援要員の指定は、指定書（様式第1号）を交付して行うものとする。

(指定の解除)

第4 本部長は、特別支援要員に人事異動、疾病その他継続して特別支援要員の任務を行うことができない事由が生じたときは、指定を解除するものとする。

2 特別支援要員の指定を解除したときは、所属長の推薦を受け、当該特別支援要員に代わる者を新たに指定するものとする。

(被害者特別支援班総括責任者)

第5 特別支援要員を総合的に運用するため、被害者特別支援班総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置くものとする。

2 総括責任者は、警務部県民課被害者対策室長をもって充てるものとする。

3 総括責任者は、本部長の指揮を受け、特別支援要員に対する指導、訓練及び管理並びに運用に関する総合調整を行うものとする。

(派遣等)

第6 総括責任者は、対象事件等を認知したときは、本部長の承認を得て、被害者特別支援班を派遣するとともに、特別支援要員のうちから対象事件等の被害者ごとに被害者担当者を指定するものとする。

2 被害者特別支援班の派遣期間は、原則として14日以内とし、その後の被害者支援は署又は高速道路交通警察隊（以下「署等」という。）の支援要員に引き継ぐものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、総括責任者が本部長の承認を得てその期間を延長することができる。

3 被害者特別支援班は、派遣先の署等の長の指揮監督を受け、被害者支援に当たるもの

とする。

(運用上の留意事項)

第7 総括責任者は、被害者特別支援班の適切かつ効果的な運用に資するため、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 特別支援要員に適時教養を行い、特別支援要員の任務等の重要性を理解させること。
- (2) 支援要員要綱に規定する指定被害者支援要員総括責任者と緊密な連携を図ること。
- (3) 岩手県警察重要事件等捜査本部の運営に関する訓令（平成3年岩手県警察本部訓令第1号）第3条の規定に基づき捜査本部が設置されたときは、捜査本部と緊密な連携を図ること。
- (4) いわて被害者支援センターと緊密な連携を図ること。

2 対象事件等の本部主管課長は、当該事件に係る被害者支援について積極的に指導、助言を行うものとする。

(被害者及び任務)

第8 特別支援要員が対応すべき被害者は、対象事件等の被害者（被害者が少年の場合は、保護者を含む。）及びその遺族とし、その任務は、支援要員要綱に規定する支援要員の任務とする。

(報告)

第9 特別支援要員は、対象事件等の被害者に対する任務を行ったときは、被害者特別支援要員活動状況報告書（様式第2号）により総括責任者を経て派遣先の署等の長に報告するものとする。

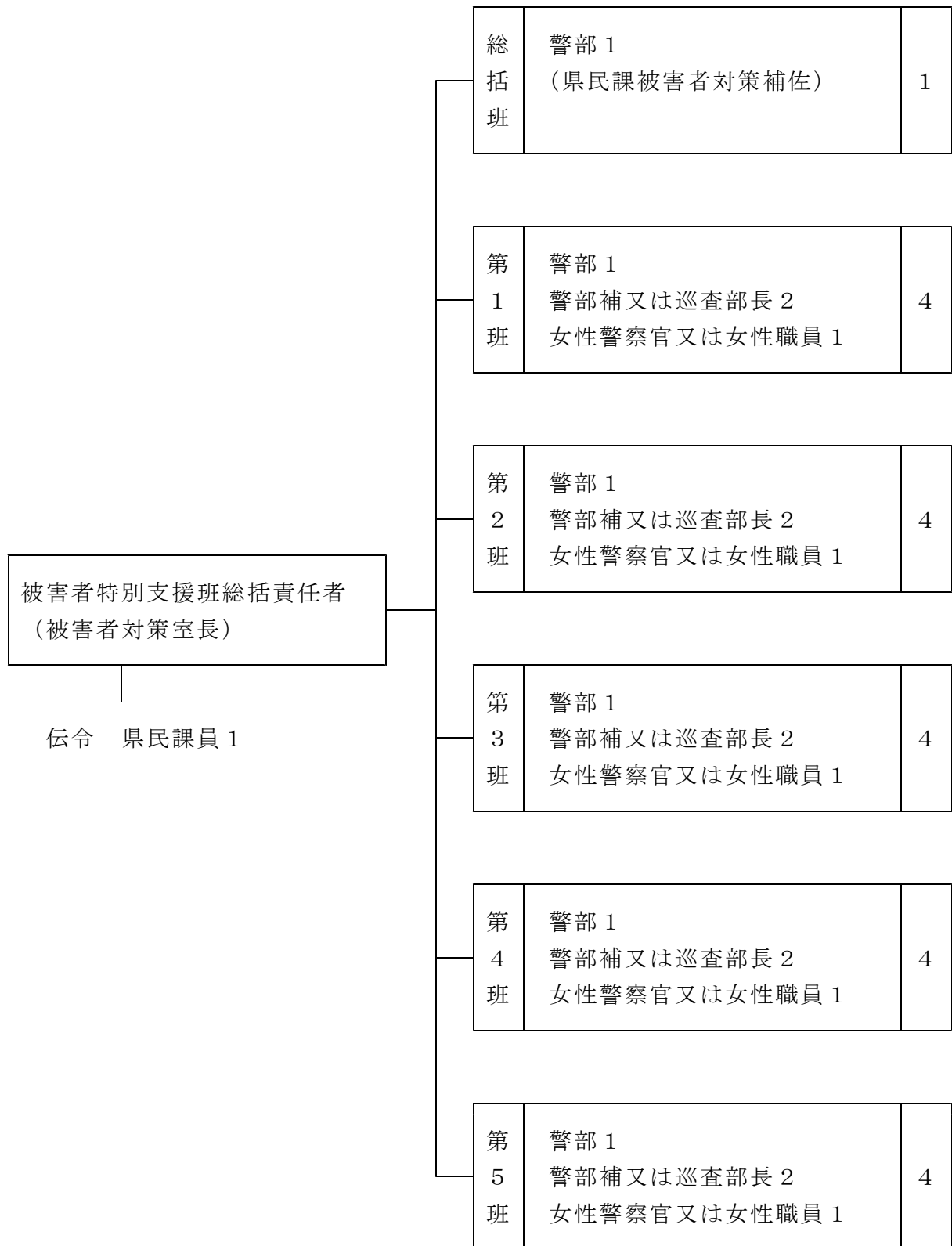
2 総括責任者は、対象事件等について被害者特別支援班の派遣が完結したときは、速やかに被害者特別支援班派遣状況報告書（様式第3号）により、本部長に報告するとともに、その写しを対象事件等の本部主管課長に送付するものとする。

(事務の処理)

第10 この要綱に関する事務は、警務部県民課長が行う。

別表 1

被害者特別支援班編成表



別表 2  
基準 1

所 属	特 別 支 援 要 員 ( 男 性 )		備 考
	警 部	警部補又は巡查部長	
警 務 課	1	3	
人 財 育 成 課		1	
県 民 課	1	2	
生活安全企画課	1	1	
地 域 課		1	
刑 事 企 画 課	1		
交 通 企 画 課	1		
公 安 課	1		
警 備 課		1	
警 察 学 校		1	

基準 2

所 属	特 別 支 援 要 員 ( 女 性 )	備 考
警務部、生活安全部、刑事部及び交通部の各部	女性警察官又は女性職員 各 1 (生活安全部は 2 名)	

# 指 定 書

所 属		(氏名)
階 級		
<p>(指定内容)</p> <p>岩手県警察被害者特別支援班第一班員に指定する</p> <p>〔 総括責任者に指定する 総括（第一、第二、第三、第四、第五）班長に指定する 第一（第二、第三、第四、第五）班員に指定する 伝令に指定する</p>		
指定年月日	年 月 日	
指定権者	岩手県警察本部長	
		印

様式第2号（第9関係）

隊・署長 殿

被害者特別支援要員  
階級  
氏名

被害者特別支援要員活動状況報告書

事 件 名	
発 生 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
発 生 場 所	
被 疑 者	
被 害 者	
事 案 の 概 要	

日 時 等	活 動 状 況
月 日 時 分	任務 被害者の状況 措置

岩手県警察本部長 殿

被害者特別支援班総括責任者  
階級  
氏名

被害者特別支援班派遣状況報告書

被害者特別支援要員	階級	氏名
	階級	氏名
事 件 名		
発 生 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
発 生 場 所		
被 疑 者		
被 害 者		
事 案 の 概 要		
活 動 状 況		
備 考		